

○北斗市体験農園条例施行規則

平成18年2月1日

規則第116号

(趣旨)

第1条 この規則は、北斗市体験農園条例（平成18年北斗市条例第135号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理及び運営)

第2条 北斗市体験農園（以下「農園」という。）及び備付けの農具の管理及び運営は、市長が行う。

(職員)

第3条 農園の管理及び指導等に必要な職員を置くことができる。

(利用期間)

第4条 農園の利用期間は、おおむね1年間とし、本人の希望がある場合は、2年間まで継続することができる。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(農園の利用)

第5条 農園を利用できる区画は、1世帯につき1区画又は1団体につき1区画とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 農園において、利用者が次に掲げる損害を被ることがあっても、市は、一切の責めを負わないものとする。

- (1) 栽培作物の土壌による障害、天候不順による成育不良や病害虫又は食害等
- (2) 栽培作物の品種間の交雑
- (3) 栽培作物の盗難
- (4) その他天災事変又は不可抗力

(利用者の資格)

第6条 農園を利用することができる者は、次に該当する者とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 園芸に熱意のあること。

(利用の内容)

第7条 農園は、野菜、草花等の園芸作物の栽培のみに利用するものとする。

(利用申込み等)

第8条 条例第4条第1項に定める農園の利用の承認を受けようとする者は、体験農園利用申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、市長が別に定める募集期間内に行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の利用の承認をしたときは、体験農園利用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

4 農園の区画数を上回る申請があったときは、抽選により利用を承認する者を決定するものとする。

（転貸の禁止）

第9条 利用者は、いかなる理由があっても利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の取消し）

第10条 条例第4条第3項の規定により、市長は、次に該当すると認めるときは、その利用を取り消すことができる。

(1) 利用者が第6条に定める資格要件に該当しなくなったとき。

(2) 利用者が農園を1箇月以上にわたり利用しないとき。

(3) 市が都合によりやむを得ず利用期間内に農園を休廃止する必要があるとき。

(4) 利用者がこの規則又は条例に基づく定めに違反したとき。

(5) その他市長が必要と認めたとき。

（利用承認の取消し）

第11条 条例第4条第1項の規定による利用の承認を受けた者が利用を取り消すときは、体験農園利用取消申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の利用の取消しを承認したときは、体験農園利用取消承認書（様式第4号）を申請者に交付する。

（使用料の減免）

第12条 条例第5条ただし書の規定により使用料の減免を受けようとする者は、体験農園使用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の減免を認めたときは、体験農園使用料減免承認書（様式第6号）を申請者に交付する。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大野町体験農園施行規則（平成8年大野町規則第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第8条関係)

体験農園利用申請書

年 月 日

北斗市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名 ④
電 話 番 号

この度、北斗市体験農園を借り受けたく、北斗市体験農園条例施行規則第8条第1項により、下記のとおり申請します。

記

- 1 借受希望者の年齢 歳
- 2 借受希望者の世帯員数 人
- 3 借受希望者の職業

※ 応募多数の場合及び区画場所については抽選により決定しますので、希望どおりにならないことがありますので、御了承願います。

様式第2号(第8条関係)

体験農園利用承認書

第 号
年 月 日

様

北斗市長 

この度、あなたを北斗市体験農園の利用について、北斗市体験農園条例施行規則第8条第3項により承認しますので、通知いたします。

記

利用区画番号	番	利用区画面積	m ²
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
使用料(年額)	円		
〔貸付条件等〕 1 貸し付けた区画に関し、次に該当する場合には、利用を取り消し、又は停止すること があるので、注意してください。 (1) 建築物及び工作物を設置すること。 (2) 営利を目的として作物を栽培すること。 (3) 区画を転貸すること。 (4) 善良な管理及び利用に反すること。 (5) 正当な理由なく耕作しないこと。 (6) 賃料の支払がなされないとき。 2 農園の利用に当たっては、関係法令を遵守してください 3 使用料は、承認された日から市長が発行する納付書により納めてください。なお、年 度の途中から借り受ける方は、貸付けの日から30日以内に納めてください。			

様式第3号(第11条関係)

体験農園利用取消申請書

年 月 日

北斗市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名 ㊟
電 話 番 号

この度、北斗市体験農園の利用を取り消しますので、北斗市体験農園条例施行規則第1条第1項により申請します。

記

1 取 消 し の 理 由

2 取 消 区 画 番 号 番

3 利用承認年月日 年 月 日

様式第4号(第11条関係)

体験農園利用取消承認書

第 号
年 月 日

様

北斗市長 

この度、北斗市体験農園の利用取消しについて、北斗市体験農園条例施行規則第11条第2項により承認しますので、通知いたします。

記

1 取消しの理由

2 取消区画番号 番

3 利用承認年月日 年 月 日

様式第5号(第12条関係)

体験農園使用料減免申請書

年 月 日

北斗市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名 ⑩
電 話 番 号

この度、北斗市体験農園の使用料の減免を受けたく、北斗市体験農園条例施行規則第12条第1項により申請します。

記

- 1 減 免 の 理 由
- 2 減 免 区 画 番 号 番
- 3 利 用 承 認 年 月 日 年 月 日

様式第6号(第12条関係)

体験農園使用料減免承認書

第 号
年 月 日

様

北斗市長 

この度、北斗市体験農園の使用料の減免について、北斗市体験農園条例施行規則第12条第2項により承認しますので、通知いたします。

記

- 1 減免の理由
- 2 減免区画番号 番
- 3 利用承認年月日 年 月 日

様式第 1 号 (第 8 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 11 条関係)

様式第 4 号 (第 11 条関係)

様式第 5 号 (第 12 条関係)

様式第 6 号 (第 12 条関係)